

# 令和4年度発電所の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

近畿支部管内の火力発電所、水力発電所及び太陽電池発電所に対し、電気事業法第107条の規定に基づき、立入検査を実施したので、その結果を報告します。

## 1. 検査の目的

電気工作物の技術基準への適合状況、保安規程の遵守状況並びに主任技術者の職務状況を確認することにより、事業用電気工作物及び一般用電気工作物を設置する者の保安に関する実態を把握するとともに、事故等再発防止策の確認及び事故等の発生を未然に防止することを目的とする。

## 2. 検査対象

<火力発電所>

3 発電所

<水力発電所>

2 発電所

<太陽電池発電所>

4 1 発電所

## 3. 検査内容

### (1) サイバーセキュリティの確保に関する検査

イ) 電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況（サイバーセキュリティに係るものに限る。）

ロ) 電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況（サイバーセキュリティに係るものに限る。）

### (2) 上記（1）以外の検査

イ) 電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況

ロ) 電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況

ハ) 電気事業法第43条に規定する主任技術者の選任状況及び保安監督に関する職務状況

ニ) 電気事業法関係法令に基づく諸手続

ホ) 事故の再発防止対策の実施状況

ヘ) 定期事業者検査及び定期安全管理検査の実施状況

#### 4. 検査対象発電所の選定理由

##### (1) サイバーセキュリティの確保に関する検査

社会的影響が大きい発電所

保安の実態把握が必要な発電所

##### (2) 上記(1)以外の検査

電気関係報告規則に基づく事故報告等があった発電所

電気事故の発生により社会的影響が大きい発電所

電気の保安の実態を把握するために、立入検査の実施が必要な発電所

#### 5. 立入検査結果

##### (1) サイバーセキュリティの確保に関する検査

###### イ) 検査数

<火力発電所> 1 事業所

##### (2) 上記(1)以外の検査

###### イ) 検査数

<火力発電所> 2 事業所

<水力発電所> 2 事業所

<太陽電池発電所> 4 1 事業所

###### ロ) 検査結果(指摘・指示事項)

<火力発電所>

・指摘なし

<水力発電所>

・指摘なし

<太陽電池発電所>

- ・一部を柵として利用した架台や、柵の上からモジュールが敷地外に出ている箇所があり、第三者が容易に触ることができる状況にある。
- ・急傾斜地では支持物が沈下して、パネルの受けの撓み、パネル受継手部の破断、パネル押さえ金具の外れなど、支持物が損傷している。
- ・部材に腐食(錆)が見られる。
- ・地盤にき裂(侵食)が見られる。
- ・地盤侵食による杭基礎の露出が見られる。
- ・モジュールの割れが見られる。
- ・桁(桁とブレースの接合部)に塑性変形が生じた架台が見られる。
- ・一部の杭と柱の接合部において大きな偏心が見られる。
- ・構造図や構造計算書に示されている架構モデルと実構造物の形状が異なっている。

- ・長穴やT溝、溝ナットを用いた接合部があり、滑りが生じる可能性がある。等